

生活扶助世帯水洗化助成取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市水洗便所等改造資金助成条例施行規程（平成26年4月1日西宮市上下水道局管理規程第17号、以下「規程」という。）第2条の2第2号の規定にもとづき、生活保護法の生活扶助世帯で持家のくみ取り便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。以下同じ。）を水洗便所等に改造する場合の助成に関し、必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、くみ取り便所を水洗便所等に改造しようとする者で、つぎの各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている世帯で改造しようとする建物が持家であること。
- (2) 処理区域内において、一般家庭の水洗化がすすみ、かつ、環境衛生上支障があると認められる場合における当該建物の所有者であること。

(助成金の額)

第3条 規程第2条の2第2項第2号の規定による水洗便所の改造工事に要する費用の額とは、別に定める標準設計の基本工事費および給排水設備加減工事費の合算額とする。

(助成工事施工の申請)

第4条 助成工事施工の申請は、規程第3条の規定によることとし、生活扶助を受けている証明書を添付する。

(助成工事の決定等)

第5条 前条の助成工事施工の申請があったときは、すみやかに当該建物の水洗便所および給排水設備工事設計の調査確認を行い当該工事費を算定するとともに助成金額を記入して申請者に決定通知をする。

(工事の検査等)

第6条 申請者は、水洗便所等改造工事完了後、一般の場合と同様すみやかにしゅん工届を上下水道事業管理者（以下「管理者」と言う。）に提出して検査を受けなければならぬ。

(助成金の交付)

第7条 助成金は前条のしゅん工検査後交付する。

(助成金の流用禁止)

第8条 助成金は、水洗便所等の改造工事以外の目的に使用してはならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 管理者は、助成金の交付の決定を受けた者または助成金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その決定を取消しまたは交付した助成金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りの申請または不正な方法によって助成金の交付を受けようとして、または受けたとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか管理者においてその必要を認めたとき。

付 則

この要綱は、昭和48年11月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。